有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	グッドタイム リビング 芝浦アイランド
定員・室数	82 人 ・ 82 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付(一般型)
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	選択方式
入 居 時 の 要 件	混合型(自立除く)
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護(一般型)
居 室 区 分	定員 1 人
介護に関わる職員体制	2:1以上

1 事業主体

						法 人 等	の種別		ŗ	営利法	人			
名	名			称	フリカ゛ナ	リ カ ゛ ナ グッドタイムリビングカブシキガイシ ャ								
						名 称	称 グッドタイムリビング株式会社							
}	主たる事務所の所在地			c +#	〒 1	104-0032								
土./	<i>⊂</i> ∕3 =	尹 /为	י ולז.	ノ <i>バ</i> リ 1コ	드프	東京都中央区八丁堀3丁目4番8号 RBM京橋ビル								
連		4	各	生.		先		電話	番号		03-	-6845-	8020	
建			百		元	ファックス番号 03-6845-8015								
ホ	_	ム	~	_	ジ	https://	www.gtl-d	aiwa.co.jp						
代	表	者	職	氏	名	役職名	代表取締	役社長	氏名	河合	淳			
設	立	£	F	月	日	平成17年4月1日								
主	な	Ę	į.	業	等	有料老人 営等	ホーム、高	高齢者介護施設及	とびシニア	住宅等	^等 高齢者向け賃貸住宅	の運		

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

	介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<	居宅サービス>			
	訪問介護	3	GTLケアサービス 芝浦アイランド	東京都港区芝浦4丁目20番4号
	訪問入浴介護	なし		
	訪問看護	なし		
	訪問リハビリテーション	なし		
	居宅療養管理指導	なし		
	通所介護	なし		
	通所リハビリテーション	なし		
	短期入所生活介護	なし		
	短期入所療養介護	なし		
	特定施設入居者生活介護	2	グッドタイムリビング芝浦アイランド	東京都港区芝浦4丁目20番4号
	福祉用具貸与	なし		
	特定福祉用具販売	なし		
<	地域密着型サービス>			
	定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
	夜間対応型訪問介護	なし		
	地域密着型通所介護	なし		
	認知症対応型通所介護	なし		
	小規模多機能型居宅介護	なし		
	認知症対応型共同生活介護	なし		
	地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	なし		

居宅介護支援	3	GTLケアプランセンター 芝浦アイランド	東京都港区芝浦4丁目20番4号
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	2	グッドタイムリビング芝浦アイランド	東京都港区芝浦4丁目20番4号
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス)	>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

2	事業所概要											
名		称	フリカ゛ナ		グッドタィ	イム リヒ゛ンク゛	シハ゛ ウラアイラント゛					
111		421,	名 称		グッドタイムリビング芝浦アイランド							
所	在	地	〒 10	8-0023								
ולח	114	ΙÜ		東京都港区芝浦4丁目20番4号								
連	絡	先	電 話	番号		03-	-3798–4400					
连	水口	ノレ	ファック	ス番号		03-	-3457–1622					
ホ	- Д ~ -	ジ	https://w	ww.gtl-dai	wa.co.jp/gues	sthouse/g	tl/shibaura-island/					
介言	獲保険事業所番	: 号			第13	70302851 +	号					
管	理 者 職 氏	名	役職名	ジェネラル	マネージャー	氏名	田岡 雅子					
事	業開始年月	日			平	成 20 年	: 11 月 1 日					
届	出 年 月	日			平	成 20 年	5 月 9 日					
届占	出上の開設年月	日			平	成 20 年	11 月 1 日					
特元	 定施設入居者生活介	~誰	新規指定年	F月日 (初回	可) 平	成 20 年	11月1日					
40 V		吱	指定の有効	助期間	令	和 8 年	10月31日 まで					
			新規指定年	F月日 (初回	可) 平	成 20 年	11 月 1 日					
特定	E施設入居者生活介 	護	指定の有効期間									
事美	業所へのアクセ	ス	都営線「三	E田」駅A2と	1口より約1,04	10m(徒歩	ı(徒歩約11分) 約13分) ı(徒歩約10分)					
施設	设・設備等の状況											
敷	7 +	也	権利形態	-	抵当権	なし						
אל	-		面 積	4542. 25	m²							
			権利形態	賃貸信	對 抵当権	なし						
			延床面積	14810.3			、ホーム分 5662.01 m					
			竣工日		平		9月18日					
建	生 4	物	 階 数	T -		地上	9 階 地下	- 階				
				うち有料	老人ホーム分		4 階 地下	- 階				
				耐火建築物	建築物月		老人ホーム					
			併設施設	等 あり	(共	同住宅、診療所)				

任代出初的內押再	7=++/	萝	契約期間	甲	成20年9	月18日	\sim	令	和30年9	9月17	日
賃貸借契約の概要	建物	É	動更新	折 なし	•						
	階定	[員	室数	•			面積				
	3階 1	人	40		18. 91	m²	\sim	1	8. 91 ₁	'n	
居 室	4階 1	人	42		18. 91	m²	\sim	1	8. 91 ı	'n²	
上 						m²	\sim		1	'n	
						m²	\sim		1	'n	
						m²	\sim		1	n²	
	階定	負	室数				面積				
一 時 介 護 室	3階 1	人	1		21	m²	\sim		21 1	'n	
						m²	\sim		1	'n	
	便	所		全室あり)						
	洗面			全室あり)						
	浴室			なし							
居室内の設備等	冷暖房設備		全室あり								
		自回線	-	全室あり		设置各自,)
	テレビア	テレビアンテナ端子) (計	设置各自、	放送基	2約と料	金負担	も各自)
共 同 便 所	15	箇月					(『男女共)
 共 同 浴 室	個浴		4		大浴槽	: 0		機構	戒浴:	4	
	併設施設	どと 0		なし	()
食堂	兼用		なし)
	併設施設	さとの		なし	()
その他の共用施設	その他の共用施設 あり (リー					、ファミ ン	リール	ーム、	パーテ	ィー)
エレベーター	あり		2	基							
消防設備	自動火災	と報!	知設備	: あり	火災通韓	服装置:	あり	スプリ	ンクラ	— :	あり
緊急呼出装置	居室:	7	あり	便所:	あり	浴室	: 7	あり	脱衣室	: 7	あり

3 従業者に関する事項

① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
職種 実人数	常	`勤	非常	常勤	合計	常勤換算	兼務状況 等	
	専従	非専従	専従	非専従	百百日	人数	兼務状況等	
管理者 (施設長)	1				1人	1.0		
生活相談員	1				1人	1.0		
看護職員:直接雇用	1	1	2		4人	7. 3		
看護職員:派遣			5		5人	7. 3	機能訓練指導員と	
介護職員:直接雇用	19		2		21人	22. 1		
介護職員:派遣			2		2人	22. 1		
機能訓練指導員		1			1人	0. 5	看護職員と兼務	
計画作成担当者	1				1人	1.0		
栄養士					0人		外部委託	
調理員					0人		外部委託	
事務員	7				7人	7. 0		
その他従業者			21		21人	11. 7		
② 1週間のうち、常	勤の従業	者が勤務す	一べき時間]数		40 時間		

③-1 介護職	員の資	格						
次故	延べ	常	勤	非常	常勤			
資格	人数	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士		16		3]		
実務者研修		1		1				
介護職員初任	者研修	2						
介護支援専門	員							
たん吸引等研修(不特定)]		
たん吸引等研修(特定)					_		
資格なし								
③-2 機能訓	練指導	員の資格	-	-	-			
資格 延べ		常	勤	非常	常勤			
具俗	人数	専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士								
作業療法士								
言語聴覚士								
看護師又は准	看護師		1					
柔道整復師								
あん摩マッサージ	ジ指圧師					_		
はり師又はき	ゅう師							
③-3 管理者	'(施設	長)の資	格			-	なし	
④ 夜勤・宿直	体制			-				
配置職員数が	最も少	ない時間	帯	20 時	0 分	\sim	7 時 0	分
上記時間帯の	職員配	置数		介護職員	3 人.	以上	看護職員	1 人以上
⑤ 特定施設入	、居者生	活介護の	従業者の力	人数等		①と同	同じのため記え	人省略
職種	実人数	常	勤	非常	常勤	合計	常勤換算	兼務状況
相联作里	天八妖	専従	非専従	専従	非専従		人数	和为机化
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導	員					0人		
計画作成担当	者					0人		
⑤-1 介護職	員の資	格		-	3	<u>)</u> – 1 &	上同じのため記	己入省略
資格	延べ	常	勤	非常	常勤			
具俗	人数	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士								
実務者研修]		
介護職員初任	者研修]		
介護支援専門	員							
たん吸引等研修(不特定)							
たん吸引等研修(特定)							
資格なし						//		

⑤-2 機能	能訓練指導	員の資格			(3	9-2と同じのため記入省略
次协	源地 延べ		勤	非常	常勤	
資格	人 人数	専従	非専従	専従	非専従	
理学療法士	士					
作業療法	±					
言語聴覚	士					
看護師又は	は准看護師					
柔道整復的	师					
あん摩マッサ	トージ指圧師					
はり師又は	はきゅう師					
⑤-3 季	準職員 及び	企 灌聯昌	1 人 当 た V	() () () ()	質) の利	田 去 粉

|⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり(常勤換算)の利用者数

1.5 人

従業者の職種別・勤続年数別人数(本事業所における勤続年数)

勤続 聯番	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
年数職種	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		4	1	1						
1年以上3年未満		1	3	1					1	
3年以上5年未満	1		6							
5年以上10年未満	1	2	4				1			
10年以上			5	2	1					
合計	2	7	19	4	1	0	1	0	1	0

4 サービスの内容

提供するサービス	
食事の提供サービス	あり (委託)
食事介助サービス	あり
入浴介助サービス	あり
排せつ介助サービス	あり
口腔衛生管理サービス	あり
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり
相談対応サービス	あり
健康管理サービス (定期的な健康診断実施)	あり
服薬管理サービス	あり
金銭管理サービス	なし

定期的な安否 確認の方法

各居室のベッドサイド、トイレにナースコールを設置。 日中・夜間共定期的に(夜間22時~、2時間おき計5回)従業員が巡回します。

施設で対応で きる医療的ケ アの内容

- ・施設では施設看護職員が胃ろう、経管栄養、排泄コントロール、バルン カテーテル、創傷処置、ストーマ、口腔内の吸引、インシュリン、膀胱 洗浄、採血、採尿、導尿、服薬管理、透析、在宅酸素の対応が可能です。
- ・病気やけがの治療は病院等で受診頂くことが可能です。 なお、医療費は入居者の負担となります。

医療機関	との連携・協	力								
		名称	医療法人財団	Chiron ♬	芝浦アイラ	ンド内科クリニック				
		所在地	芝浦アイラン	東京都港区芝浦4丁目20番4号 芝浦アイランドシニア棟 ブルームホームズ2階 【アクセス】JR「田町」駅下車 徒歩約9分						
協力图	医療機関(1)	急変時の相談	炎対応	あり	事業和	針の求めに応じた診療	あり			
		協力の内容		入居者への 搬送先の選	の診察、治 選定等を含	療等の必要な処置を行めて必要な対	行う。			
		名称	学校法人北里	研究所 🕏	化里大学	北里研究所病院				
		所在地	東京都港区白【アクセス】	東京メトロ	コ南北線・ 歩約13分	都営地下鉄三田線「F ウスより車で約30分)				

1	急変時の相認	 炎対応		事業者の求めに応じた診療
·				l
協力医療機関(2)		内科、腎臓 リハビリテ	内科、外科、 一ション科、	科、消化器内科、循環器内科、呼吸器 消化器外科、呼吸器外科、整形外科、 精神科、リウマチ科、泌尿器科、皮膚 アレルギー科等
	協力の内容			アレルヤー科寺 緊急時において受け入れ可能な場合の
			院を必要とし	た場合において受け入れ可能な場合の
		※医療保険適	用。医療費は	自己負担。
	名称	医療法人財団	厚生会 古川	橋病院
	所在地		麻布2丁目10都 東京メトロ南 下車 徒歩約	北線・都営地下鉄三田線「白金高輪」駅
	急変時の相談	炎対応	あり	事業者の求めに応じた診療 あり
協力医療機関(3)		ン科 ・入居者に対	する訪問診療	整形外科、肛門外科、リハビリテーショ 、往診等による診察、治療。
	協力の内容	受診。 ・入居者が入 入院。	院を必要とし	緊急時において受け入れ可能な場合のた場合において受け入れ可能な場合の
			望に応じた健 用。医療費は	
	名称	独立行政法人	地域医療機	能推進機構 東京高輪病院
	所在地	【アクセス】	JR・京浜急行	1号 高輪台」駅下車 徒歩約3分 線「品川」駅下車 徒歩約10分 ストハウスより車で約30分)
	急変時の相認	L 炎対応		事業者の求めに応じた診療
協力医療機関(4)	協力の内容	皮膚科、泌症・ ・入居者のシ ・入居者が入 ・入紹介また	尿器科、眼科 状が急変時、 の受診。 院を必要とし	整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、 、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科等 緊急時(夜間、入居者の担当医師の休 た場合の受け入れおよび他の医療機関 自己負担。
	名称	医療法人社団	ホームメディカ	ル アットホーム整形リハビリクリニック
	所在地	【アクセス】 分		号 赤坂光陽ビル3階 ・半蔵門線「表参道」駅下車 徒歩約5
	急変時の相談	炎対応		事業者の求めに応じた診療
協力医療機関(5)	協力の内容	・訪問リハビ の診察が必要 の診察が必要	リテーション です。また、 になります。	
			る費用は自己	負担。 ————————————————————————————————————
	名称	東京港診療所		
協力医療機関(6)	所在地		ゆりかもめ線	号 東京港湾福利厚生センター2階 「芝浦ふ頭」駅下車 徒歩約7分 スより徒歩約5分)
	急変時の相認	炎対応		事業者の求めに応じた診療
	協力の内容			る診察、治療。 自己負担。
	名称	望月医院		
	所在地		金3丁目10番1 東京メトロ南 下車 徒歩約	北線・都営三田線「白金高輪」駅
協力医療機関(7)	急変時の相認	炎対応		事業者の求めに応じた診療

	p						
	協力の内容	【診療科目】耳鼻咽喉科 ・入居者に対する訪問診療、往診等による診察、治療。 ※医療保険適用。医療費は自己負担。					
	名称						
	所在地	東京都港区芝浦4丁目20番4号 芝浦アイランドシニア棟 ブルームホームズ2階 【アクセス】JR「田町」駅下車 徒歩約9分					
協力医療機関(8)	急変時の相談	炎対応 事業者の求めに応じた診療					
	協力の内容	【診療科目】一般皮膚科 ・入居者に対する訪問診療、往診等による診察、治療。 ※医療保険適用。医療費は自己負担。					
	名称	医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック新橋					
	所在地	東京都港区新橋5丁目14番10号 新橋スクエアビル7階 【アクセス】JR「新橋」駅下車 徒歩約7分					
協力医療機関(9)	急変時の相談	炎対応 あり 事業者の求めに応じた診療 あり					
	協力の内容	【診療科目】内科、精神科、皮膚科、訪問診療 ・入居者に対する訪問診療、往診等による診察、治療。 ※医療保険適用。医療費は自己負担。					
	名称	医療法人社団クリタ会 聖カタリナ病院					
	所在地	東京都中央区晴海3丁目7番10号 【アクセス】都営大江戸線「勝どき」駅下車 徒歩約10分					
	急変時の相談	炎対応 事業者の求めに応じた診療					
協力医療機関(10)	協力の内容	【診療科目】内科、皮膚科、整形外科 ・入居者の症状が急変等の緊急時において受け入れ可能な場合の受診。 ・入居者が入院を必要とした場合において受け入れ可能な場合の入院。 ※医療保険適用。医療費は自己負担。					
	名称	医療法人社団立靖会 らいおん歯科					
	所在地	東京都千代田区三崎町3丁目3番3号 三崎町三上ビル1階 【アクセス】JR「水道橋」駅下車 徒歩約3分					
協力歯科医療機関	急変時の相認	炎対応 事業者の求めに応じた診療					
	協力の内容	【診療科目】歯科 ・入居者に対する訪問診療、往診等による診察、治療。 ※医療保険適用。医療費は自己負担。					

	A =46 11 11 11 A 1 frfc 2)	. tota						
	介護保険加算サービス	〈等		T				
	個別機能訓練加算			なし				
	夜間看護体制加算			あり(I)				
	看取り介護加算	L → <i>\r</i> -\r-	あり(Ⅱ)					
	協力医療機関連携		あり					
	認知症専門ケア加盟			なし あり(皿)				
	サービス提供体制							
	介護職員等処遇改	善 一一一		あり(Ⅱ) なし				
	入居継続支援加算	1 / 1 目 4 1 4 4 4 4 4 4	十					
	テクノロジーの導		文援加昇関係)	なし				
	生活機能向上連携			なし				
	若年性認知症入居	首 党 人加算		なし				
	ADL維持等加算	414 <i>55</i>		なし				
	科学的介護推進体行			あり				
	高齢者施設等感染			なし				
	生産性向上推進体行			あり(Ⅱ)				
	口腔・栄養スクリー			なし				
	退院・退所時連携			あり				
	退去時情報提供加算		a 14 14	あり				
	人員配置が手厚い			あり				
	短期利用特定施設。			不可				
	利用者の個別的な選択	Rによるサー b	ごス提供	あり				
	運営懇談会の開催			あり (年 1 回予定)				
			iしない場合の代替措置					
	自費によるショートス			なし				
入)	居に当たっての留意事	1	I					
		年齢	概ね65歳以上					
		要介護度	要支援、要介護	:私 L ¬ + 甘淮 I I 原데 L 사회사 소 L 光				
			施設で対応可能な医療	的ケアを基準とし、個別にお客様の状態 たうえで、入居可能かご相談させていた				
		要介護度医療的ケア	施設で対応可能な医療	的ケアを基準とし、個別にお客様の状態 かたうえで、入居可能かご相談させていた				
			施設で対応可能な医療 を確認させていただい だきます。 お客様の状態を確認さ	たうえで、入居可能かご相談させていた 				
		医療的ケア	施設で対応可能な医療 を確認させていただい だきます。	たうえで、入居可能かご相談させていた 				
		医療的ケア	施設で対応可能な医療を確認させていただいだきます。 お客様の状態を確認さ 談させていただきます	たうえで、入居可能かご相談させていた 				
		医療的ケア	施設で対応可能な医療を確認させていただいだきます。 お客様の状態を確認さ 談させていただきます 概ね65歳以上の方で健 方。ただし、事業主体	たうえで、入居可能かご相談させていた せていただいたうえで、入居可能かご相 。 虚康な方および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が次の各号				
	入居の条件	医療的ケア	施設で対応可能な医療を確認させていただいだきます。 お客様の状態を確認さ 談させていただき 概ね65歳以上の方主す のいずれかに該 します。	たうえで、入居可能かご相談させていた せていただいたうえで、入居可能かご相 ・ 健康な方および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が次の各号 場合は施設への入居を拒否できるものと				
	入居の条件	医療的ケア	施設で対応可能な医療 を確認させていただきます。 お客様の状態を確認さ お客様の状態を確認さ 概な65歳以上の方主を のいずれかに もます。 のいずれかに します。 ① 公序良俗に反し、	たうえで、入居可能かご相談させていた せていただいたうえで、入居可能かご相 。 虚康な方および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が次の各号				
	入居の条件	医療的ケア	施設で対応可能な医療を確認させていただいだきます。 お客様の状態を確認させていただきます。 お客様の状態を確認さいただきませていただきを確認させていただきをいただきをいたができます。 概ね65歳以上の方主をでしていずれかに該します。 します。 のいずれかに反し、場合。	たうえで、入居可能かご相談させていた せていただいたうえで、入居可能かご相 。 健康な方および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が次の各号 場合は施設への入居を拒否できるものと 著しく信用に欠けると事業主体が判断する				
	入居の条件	窓寮的ケア 認知症	施設で対応で対応で対応で対応で対応で対応です。 で対応です。 おささ。 おきま様の状たができるできる様でいいです。 概方のいずすのとでは、 をきるができるができるができるができる。 のようができるができるができるができる。 のようができるができるができるができる。 のようができるができるができるができる。 はたがいができるができるができるができる。 は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	たうえで、入居可能かご相談させていた せていただいたうえで、入居可能かご相 ・ 健康な方および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が次の各号 場合は施設への入居を拒否できるものと 著しく信用に欠けると事業主体が判断する 集構成員および暴力団関係企業の役員、行 を構成員および暴力団関係企業の役員、行				
	入居の条件	医療的ケア	施設で対させ、 で対させ、 で対させ。 おでする。 おでする。 おいがないがする。 をきるが、 をさせが、 のいまながらが、 のいまながらが、 のいまながらが、 のいまなが、 のいまなが、 のいまなが、 のいまなが、 のいまなが、 のいまなが、 のいまなが、 のいまなが、 ののに、 のので、	たうえで、入居可能かご相談させていた 				
	入居の条件	窓寮的ケア 認知症	施設で対させ、 で対させ。 で対させ。 で対させ。 で対させ。 で対させ。 でがさせ。 をできる。 でいいでする。 をできる。 がいいでする。 はいにいいでは、 はいでは、 はいで	たうえで、入居可能かご相談させていた せていただいたうえで、入居可能かご相 ・ 健康な方および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が次の各号 場合は施設への入居を拒否できるものと 著しく信用に欠けると事業主体が判断する 集構成員および暴力団関係企業の役員、行 を構成員および暴力団関係企業の役員、行				
	入居の条件	窓寮的ケア 認知症	施をだが、大きなです。 できる はい できる がった はい できる がった から はい しい はい	たうえで、入居可能かご相談させていた せていただいたうえで、入居可能かご相 。 健康な方および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が次の各号 場合は施設への入居を拒否できるものと 著しく信用に欠けると事業主体が判断する 集構成員および暴力団関係企業の役員、行 の名に該当しなくなった日から5年を経過 で「暴力団関係者」といいます)である場合 あると事業主体が判断する場合。				
	入居の条件	窓寮的ケア 認知症	施をだがいる。 一次 できまり できまり できまから できまから できまから できまから できまから できまから できまな できまから できまから できまり できまり できまり できまり しょい はん	たうえで、入居可能かご相談させていた せていただいたうえで、入居可能かご相 き は、入居者および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が次の各号 は、入居者および連帯保証人が次の各号 場合は施設への入居を拒否できるものと 著しく信用に欠けると事業主体が判断する と を は、入居者および連帯保証人が次の各号 は、入居者および連帯保証人が次の各号 は、入居者および連帯保証人が次の各号 は、入居者および連帯保証人が次の各号 は、入居者および連帯保証人があると事業主体が判断する場合。 は、入居者および連帯保証人がある場合を を は、入居者および連帯保証人があると事業主体が判断する は、入居者および連帯保証人がある場合。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居可能かご相談させていた。 は、入居者および連帯保証人が次の各号と は、入居者および連帯保証人が次の各号と は、入居者および表しています。 は、入居を担合できるものと は、入居のできるものと は、入居を担合であると事業主体が判断する は、入居を担合しています。 は、入居を担合しています。 は、入居を担合しています。 は、入居をと事業主体が判断する場合。 は、上居もしくは業務の平穏を害するような はするおそれがあると事業主体が判断する はするおそれがあると事業主体が判断する				
	入居の条件	窓寮的ケア 認知症	施をだ お談 概方のし①場②業しま③言場④で対さす。 株でいま公言のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	たうえで、入居可能かご相談させていた 				
	入居の条件	窓寮的ケア 認知症	施をだ お談 概方のし①場②業しま③言場④で対さす。 株でいま公言のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	たうえで、入居可能かご相談させていた せていただいたうえで、入居可能かご相。 健康な方および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が次の各号は は、入居者および連帯保証人が次の各号は 場合は施設への入居を拒否できるものと 等しく信用に欠けると事業主体が判断する は、高と事業主体が判断する場合。 は、活動しなくないいます)である場合 であると事業主体が判断する場合。 は生活もしくは業務の平穏を害するような はまるおそれがあると事業主体が判断する ののであると事業主体が判断する場合。 ののであると事業主体が判断する場合。 ののであると事業主体が判断する場合。 ののであると事業主体が判断する。 ののであると事業主体が判断する。 ののであると事業主体が判断する。 ののであると事業主体が判断する。				
	入居の条件	医療的ケア認知症	施をだ お談 概方のし①場②業しま③言場④「るいまなす」を をさ お談 で記す がいまい かっこう かっこう でいま でいまな をだ のまが はんに ない なんだれ の はん から といれ ない はん	たうえで、入居可能かご相談させていた。				
	身元引受人等の条	医療的ケア 認知症 ・ 入居者は、 2名以上の	施をだ お談 概方のし①場②業しま③言場④「る 連合 で認す のいま 公合 暴員なた人 いまる によい なだ の事該 反 成れ称係 そと によい はんに、 ここの でます によい はんにん はんにん はんにん はんにん はんにん はん なん でき 方業当 し 員られ な そる が 1 名名を 1 名の 1 名の	たうえで、入居可能かご相談させていた していただいたうえで、入居可能かご相 きしていただいたうえで、入居可能かご相 きしていただいたうえで、入居可能かご相 きな方および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が多のののと は、入居者および連帯保証できるものと と場合は施設への入居を拒否できるものと を構成員および暴力団関係企業の役員、行 では、多年をといいます)であると をは、多年であると事業主体が判断する場合 あると事業主体が判断する場合 はなるおそれがあると事業主体が判断する はするおそれがあると事業主体が判断する を転防止に関する法律において定義される を転防止に関する法律において定義される をなかる犯罪に該当する罪を犯した者である。 ののでは、 を転防止に関する法律において定義される をは当該連帯保証人を、連帯保証人が のは当該連帯保証人を、連帯保証人が のは当該連帯保証人を、連帯保証人が のは当該連帯保証人を、連帯保証人が のは当該連帯保証人を、連帯保証人が のは当該連帯保証人を、連帯保証人が				
		医療的ケア 認知 その他 ・ 入居以上の 解約その	施をだ お談 概方のし①場②業しま③言場④「る 連合事で認す のいま 公合暴員なた人に。罪に、可て 様と はんだれ。良 団が以って、 とない はんが なんで、 とない なんがり はんが なんがり はんが はんにん にん 横こ下関し人 る収 がりちゃく なんがり はんが にいる はんが	たうえで、入居可能かご相談させていた 				
	身元引受人等の条	医療的ケア認知その他・ 入名約ます)・ 人名約ます)	施をだ お談 概方のし①場②業しま③言場④「る 連合事身で認す のいま公合暴しなた人に。 ない はんかいま公合暴ないはをに。 ない ない という はんが ないはん という はんが ない はんが はん でき 方業当 反 成れ称係そを 益」 のようり人を でます し、員らい者をある がちりん はんがらりん しょる がちりん はんがく ない はんがらいまなん はんがらい ない はんが はん	たうえで、入居可能かご相談させていた していただいたうえで、入居可能かご相 きしていただいたうえで、入居可能かご相 きしていただいたうえで、入居可能かご相 きな方および日常生活での介護の必要な は、入居者および連帯保証人が多のののと は、入居者および連帯保証できるものと と場合は施設への入居を拒否できるものと を構成員および暴力団関係企業の役員、行 では、多年をといいます)であると をは、多年であると事業主体が判断する場合 あると事業主体が判断する場合 はなるおそれがあると事業主体が判断する はするおそれがあると事業主体が判断する を転防止に関する法律において定義される を転防止に関する法律において定義される をなかる犯罪に該当する罪を犯した者である。 ののでは、 を転防止に関する法律において定義される をは当該連帯保証人を、連帯保証人が のは当該連帯保証人を、連帯保証人が のは当該連帯保証人を、連帯保証人が のは当該連帯保証人を、連帯保証人が のは当該連帯保証人を、連帯保証人が のは当該連帯保証人を、連帯保証人が				
	身元引受人等の条	医療的ケア 認知 その他 ・ 入居以上の 解約その	施をだ お談 概方のし①場②業しま③言場④「る 連合事身 下で認す のいま公合暴員なた人に。罪に。 ではま がちに がい はしか 俗 何び以団圧、 よる 人うり人 まで がった なた で主す し 員られ番そ な	たうえで、入居可能かご相談させていた。 は、大には、大には、大には、大には、大には、大には、大には、大には、大には、大に				
	身元引受人等の条 件、義務等	医療器その・ 入名約す・ 入名約す期	施をだ お談 概方のし①場②業しま③言場④「る 場合のよう 最大で認す 様せ 65たずす序。力ら者暴威いはをよ でます 以しか 良 団び以団圧、 よる 人うり人 で しん をだ の事該 反 成れ称係そを 益」 のよ受 日 のよ受 日 のようり人 まる 大き のよう しょん で はんのよう によ に 俗 のに下関し人 る収 がち終は で はんがち終は で はんがち終は で はんがち終は で はんがち終は で はんがち終は で はんがち終は で はんがち終ば で はんがちゃん は で はんがちゃん は で はんがちゃん は はんがちゃん に はんがちゃん は で はんがちゃん は はん	たうえで、入居可能かご相談させていた				
	身元引受人等の条	医療的ケア認知その他・ 入名約ます)・ 人名約ます)	施をだ お談 概方のし①場②業しま③言場④「る 連合事身 大のとで認ま 様せ 65たずす序。力ら者暴威いはをに。 駅内のよ受 可で しょい 以しか 良 団び以力圧し、よる がちり人 まで しょい とだ の事該 反 成れ終係 を ムシリ人 ま (当年) をだ の事該 反 成れ終係 を 益」 のよ受 日 金一郎のよう できす し、員らか者を困 益」 のよう は で 食分をだ のます できす し、員らが者の のに 場身だ者 に しょく しゃく しゃく しゃく かんしん しゃく かんしん とり はんがん はん で 食分を はん	たうえで、入居可能かご相談させていた				
	身元引受人等の条 件、義務等	医療器その・ 入名約す・ 入名約す期	施をだ お談 概方のし①場②業しま③言場④「る 連場の、 最 1(一) で認ま 様せ 65たずす序。力ら者暴威・ でます ので説す のて 歳だれ。序 力ら者暴威・ によ まる がちり人 ま (ビ金能) をだ の事該 に 構こ下関し人 る収 11をは由元 泊 料サ屋 がちりり入 ま (ビ金をだ の事該 に 横に下関し入 る収 11を終は で 食分ののます。 できす し、員らし者そ困 あり のようり入 ま (ビ金原) です。 できす し、員らしての惑 がちりの は りのよう は (ビ金原) です。 できす し、員らしての認 がちりの は りゅう は りゅう は りゅう から と しま (ビ金原) できす (単体る) で は (リーの) で できす (単体る) で は (リーの) で できす (単体る) で は (リーの) で	たうえで、入居可能かご相談させていた。				

・入居者の入院中につきましても、月額利用料をお支払いいただきます。た だし、レストランを利用しない場合、以下、所定の金額を利用していない食 数分のみ返還するものとします。 入院時の契約の取扱 【1食あたりの所定の返還金額(消費税・地方消費税込み※)】 朝食:金335円/昼食:金378円/夕食:金475円 ※上記返還金額は軽減税率対象となります。 ・入院が長期間に渡った場合であっても、入居契約が存続しておりますの で、退院後は入院前の居室をご利用頂けます。 ・緊急やむを得ず身体的拘束、その他行動を制限する行為を行う場合には、 入居者の主治医、連帯保証人および入居者のご家族等の同意を得たうえ、必 要最低限度な期間に限定し、当該行為が必要な理由ならびに行った期間を記 録するとともに、当該行為の解除を行うための改善案を検討いたします。 <上記、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の必要3原則> やむを得ず身体拘束 ①切迫性:入居者または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる を行う場合の手続 可能性が著しく高いこと。 ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無 いこと。 ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 【事業主体からの契約解除】 1. 事業主体は、入居者が次の各号のいずれかに該当したことにより、本契 約を維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、入居契約 第28条第3項および第4項に規定した条件のもとに入居契約を解除し、入居 者に対し居室の明渡しを求めることができるものとします。 ① 入居申込書に虚偽の事項を記載するなど不正手段により入居したとき。 ② 入居者および連帯保証人が入居契約の各条項または施設の運営規程に違 反し、事業主体が相当期間をもって改善の要求をしたにもかかわらず改善の 見込みがないと事業主体が判断したとき。 ③ 入居者が事業主体または施設の職員に対して、入居契約を継続しがたい ほどの信頼関係を喪失させる行為を行ったとき。 ④ 入居者の健康状態や行動等が入居者自身や他の入居者または施設の職員 の身体もしくは生命に危害を及ぼすおそれがあり、かつ施設における通常の 介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき。 ⑤ 入居者が法令で禁止されている行為および公序良俗に反する一切の行為 を行ったとき。 ⑥ 入居者および連帯保証人が、入居契約第37条に定める入居不適格要件に 該当する事実が判明したとき、または該当すると事業主体が判断したとき。 ⑦ 乙・連帯保証人または乙の家族・その他の関係者の言動および要望等 が、乙自身または他の入居者あるいは甲の従業員の心身または生命に危害を 及ぼすおそれがあるとき、または他の入居者への本サービスの提供に著しく 悪影響を及ぼしたとき。 ⑧ 乙、連帯保証人または乙の家族・その他の関係者が、甲の事業運営に支 障をきたしたとき。 事業者からの契約解 2. 事業主体は、入居者が月額利用料その他金銭の支払を3ヵ月以上遅延 除 し、通知催告したにもかかわらず、その日から起算して14日以内に支払われ ないときは、入居者に対し1ヵ月以上の予告期間をもって、理由を示した書 面にて契約解除の予告を行うものとし、予告期間満了日をもって本契約を解 除できるものとします。 3. 入居契約第28条第1項の規定に基づき入居契約を解除する場合には、事 業主体は書面にて次の各号の措置を行うものとします。ただし、第 1 項第⑤ ⑥⑦⑧号に基づき解除する場合は本項本文を適用せず、即時に本契約を解除 することができるものとし、この場合、甲は一切の責任を負いません。 ① 契約解除の通知について入居契約標題部12記載の予告解除期間をおくも のとします。 ② 入居契約第27条第3項第①号の通知に先立ち、入居者および連帯保証人 に弁明の機会を設けるものとします。 ③ 入居契約第28条第3項第①号の通知を行った後、予告解除期間中に、入 居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や連帯保 証人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する ものとします。 4. 入居契約第28条第1項第4号によって入居契約を解除する場合には、事 業主体は次の第①号および第②号に掲げる措置を行うものとします。 ① 医師の意見を聴く。 ② 予告解除期間に加えて一定の観察期間をおく。

	主み替えに関する事項
一時介護室への移動	あり
判断基準・手続	・急激な体調の変化や終末期等、一時的な見守りの強化が必要となった場合に、入居者・ご家族・事業主体との話し合いに基づいて一時介護室で介護を受けることができます。
利用料金の変更	なし
前払金の調整	なし
従前居室との仕様 の変更	あり
その他の居室への移動	」 あり
判断基準・手続	【入居者による施設内の居室の変更について】 ・ 入居者は、1ヵ月前までの書面による申し出により、事業主体および入居者が協議し、双方が合意できた場合は、施設内の居室を変更することがきます。なお、施設内の居室の変更については、引き続き施設の運営規程にために従うものとします。 ・ 事業主体および入居者は、入居契約第35条 1 項により居室の変更を行った場合には、入居契約書を確認します。なお、居室の変更に行う月額利用料等の変更事項について、事業主体、入居者および連帯保証人間に別途新たな入居契約書を締結するものとします。 ・ 入居契約第35条 1 項の居室変更に伴う敷金、初期償却および入居一時の追加徴収および精算については、標題部5(5)記載の規定に従い、変更前の居室と変更後の居室にかかる敷金、または、入居契約標題および入居一時の追加徴収および精算については、根題部5(5)記載の規定に従い、変更前の居室と変更後の居室にかかる敷金、または、入居契約標題および入居一時金(変更後の居室にかかるものについては、いずれも当該変更時において業主体が定めている最新の金額)に差額が生じた場合に、初期償却についは追加徴収のみを、敷金および入居一時金については返還または追加徴収行うことで精算するものとします。 ・ 入居契約第35条 1 項なお書きおよび第35条第 2 項から同条第 4 項の規定に従って、第更前の居室を原状に回復して事業主体により、居室にの観察期間をおいまであると判断される場合は医師の意見を聴き、かっ一定の観察期間をおいまであると判断される場合は医師の意見を聴き、双方が合意できた場合は、施設内の居室を変更することができます。 ・ 事業主体および入居者は、入居契約第36条 1 項により居室の変更を行う場合には、入居契約第35条第 2 項から第 4 項の規定を準用するものとします。ただし、原状回復その他の居室を変更する場合に生じる費用は事業主にの負担とします。
利用料金の変更	・居室を変更した月の月額利用料は、変更日の前日までは変更前の月額 利用料とし、変更日からは変更後の月額利用料として、その月の日数に より日割計算するものとします。
前払金の調整	・ 入居契約第35条 1 項の居室変更に伴う敷金、初期償却および入居一時金の追加徴収および精算については、入居契約標題部5(5)記載の規定に従い変更前の居室と変更後の居室にかかる敷金、または、入居契約標題部6(11記載の規定に従い、変更前の居室と変更後の居室にかかる初期償却ならび入居一時金(変更後の居室にかかるものについては、いずれも当該変更時おいて事業主体が定めている最新の金額)に差額が生じた場合に、初期償については追加徴収のみを、敷金および入居一時金については返還または加徴収を行うことで精算するものとします。
従前居室との仕様 の変更	なし
提携ホーム等への転居	なし
判断基準・手続	
利用料金の変更	
前払金の調整	
従前居室との仕様 の変更	
	<u> </u>
窓口の名称1	グッドタイム リビング 芝浦アイランド ジェネラルマネージャー 田岡 雅子
電話番号	03–3798–4400
対応時間	9:00 ~ 18:00 (月 ~ 金曜日)

	窓	口の名称2	グッドタイム	リビング株式会	社お客	様相談センタ	_
		電話番号	0120-323-084				
		対応時間	9:00 ~	18:00 (月	~ 金曜	瞿日 祝日を除	€<)
	窓	口の名称3	東京都国民健康	保険団体連合会	介護福祉部	介護保険相談拮	旨導課 介護相談窓口担当
		電話番号	03-6238-0177	1			
		対応時間	9:00 ~	17:00 (月	~ 金曜	瞿日 祝日を除	€<)
賠	償責	責任保険の加入	あり	保険の名称:	三井住友	海上火災保険 老人ホーム協	会社(引受割合89%)、 株式会社(同11%) 会の「有料老人ホーム賠
利	用者	音等の意見を把握す ²	る体制、第三都	者による評価の 第	実施状況等	Ė	
	アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組 あり						
	東京都福祉サービス第三者評価の実施				なし	結果の公表	なし
	その他機関による第三者評価の実施				なし	結果の公表	なし

5 入居者

介記	護度別・年齢別入居者数	平	均年	=齢:		90.8	歳		入層	居者数徵	合計 :		4	4 人		
	年齢 介護度	自立	要	支援1	要	支援 2	要	介護1	要	介護 2	要介	`護3	要	介護 4	要介證	隻 5
	6 5 歳未満															
	65歳以上75歳未満															
	75歳以上85歳未満					1				2		1				1
	8 5 歳以上					1		7		4		10		9		8
	合計	0		0		2		7		6		11		9		9
入	居継続期間別入居者数															
	入居期間	6月未	満	6月以 1年未		1年以 5年未		5年以 10年未		10年以 15年未		15年以	人上	ĺ	合計	
	入居者数		7		3		12	-	17		5				44	
男	女別入居者数	男性:			9	人		女性:		(35	人				
入	入居率(一時的に不在となっている者を含む。) 54 % (定員に対する入居者数)															

直	直近1年間に退去した者の人数と理由							
	理由	人数	理由	人数				
	自宅・家族同居	1	その他の福祉施設・高齢者住 宅等へ転居					
	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居		医療機関への入院	1				
	介護老人保健施設へ転居		死亡	14				
	介護療養型医療施設へ転居		その他					
	他の有料老人ホームへ転居		退去者数合計	16				

6 利,	用料金								
入居準	準備費用	なし	•	円					
	明内 細訳								
支	払日・支払	4方法							
解	約時の返還	<u> </u>							
敷金_		あり		<u> </u>					
金			2, 710, 2	200 円 ※退記	去時に滞納家	賃及び居室の	の原状回復費	用を除き全額	質返還する。
家賃及	とびサービ	スの対価					(内訳)		
	プランの	2名称	前払金	月額利用料	家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
	お一人様 (基本型 5:		22, 900, 000円	354, 240円	70, 000	199, 100	49, 500	35, 640	管理費に 含む
	お一人様 (基本型 7:		29, 960, 000円	354, 240円	70, 000	199, 100	49, 500	35, 640	管理費に 含む
	お一人様 (月払		-	735, 940円	451, 700	199, 100	49, 500	35, 640	管理費に 含む
各料金の内訳	前払金	 ②** ** <l< td=""><td>E式に則って算定 式】 (285,000円 (285,000円 (285,000円 (285,000円 (385,000円 (385,000円 (</td><td>本入主て し) 額居賃 11返勘 契金体入 て × グライン では できます は できます が息算者 り 想 会標額 のの想 である である である できます は できます は かんしょう かんしょう は できます ほう こう は できます ほう に は できます ほう に かんしょう は できます ほう に しょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしょ はんしょ はんしょく はんしょく</td><td>す基た居。 期 示66部 芸額さる礎金が 間 ま記充 働算る合し 続 (す載当 省定期に、 し 6 のさ 事方間に、 し</td><td>備平 て 60~ 償れ 務法! えり い 84 期す 絡明さ ものと 期す に 有い ものと</td><td>業等合対本おまが来で料ついおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお<!--</td--><td>領する居 (付 を を を は の は の は の は の は の は の は の に い し い の い の い の い の い の い り い り い り い り い り</td><td> る家賃等 }にわた</td></td></l<>	E式に則って算定 式】 (285,000円 (285,000円 (285,000円 (285,000円 (385,000円 (本入主て し) 額居賃 11返勘 契金体入 て × グライン では できます は できます が息算者 り 想 会標額 のの想 である である である できます は できます は かんしょう かんしょう は できます ほう こう は できます ほう に は できます ほう に かんしょう は できます ほう に しょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしょ はんしょ はんしょく	す基た居。 期 示66部 芸額さる礎金が 間 ま記充 働算る合し 続 (す載当 省定期に、 し 6 のさ 事方間に、 し	備平 て 60~ 償れ 務法! えり い 84 期す 絡明さ ものと 期す に 有い ものと	業等合対本おまが来で料ついおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお<!--</td--><td>領する居 (付 を を を は の は の は の は の は の は の は の に い し い の い の い の い の い の い り い り い り い り い り</td><td> る家賃等 }にわた</td>	領する居 (付 を を を は の は の は の は の は の は の は の に い し い の い の い の い の い の い り い り い り い り い り	 る家賃等 }にわた
明細	家賃	月額償却会	票題部6(6)記載の 金額を家賃相当額 こなります。						
	管理費		が共用部分を含め 8手続きおよび基						
	介護費用	別添②介記	養サービス等一覧	表および別添の	O ,		一覧表に記 ごスの自己		まない。
		朝食 stand またり おりまま かいまま かいまま かいまま かいまま まま かいまま まま かいまま まま かいまま まま まま かいまま かいままま かいまま かいままま かいまま かいままま かいままま かいままま かいままま かいままま かいまま かいままま かいままま かいままま かいままま かいままま かいまままま かいまままままままま		金378 円 円 × 30E 円など 12 / 27 ペー	日で積算	全475 円	間食	-	円

	食費	(食事をキャンセルする場合の取扱いについて)					
				計類を届出た場合、上記、所定の金額(消費税・地方消入院等のやむを得ない事情の場合には書類の届出は必			
	光熱水費	管理費に含む					
矢	豆期利用	1日当たり	円	利用料の 算出方法			

おせるの取扱い	
前払金の取扱い	T
支払日・ 支払方法	・支 払 日:入居契約締結後3営業日以内 ・支払方法:入居契約標題部8記載の事業主体の指定金融機関口座へ振込む 方法により事業主体に支払うものとします。なお、振込手数料 は入居者の負担とします。
償却開始日	入居日
返還対象とし ない額	【初期償却】(非課税) (プラン①)【入居時年齢81歳以上の場合】金5,800,000円 (プラン②)【入居時年齢80歳以下の場合】金6,020,000円 を算定根拠> 平成24年3月16日付の厚生労働省事務連絡(有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について)を参考に想定居住期間を超えて入居者の入居が継続している場合に必要な額として算定した金額
	位置づけ
	償却期間内に入居契約が終了した場合の入居一時金の未償却残高(返還金)の算定 方法
契約終了時の 返還金の算定 方式	【計算式】 入居契約標題部6(8)記載の月額償却金額×(入居契約標題部6(6)記載の償却期間月数一経過月数) ※入居日および入居契約の終了日が月の途中である場合、当該月の返還額は1ヵ月を30日とした日割計算により算定します。 【当該月の返還金日割計算式】 入居契約標題部6(8)記載の月額償却金額-(入居契約標題部6(8)記載の月額償却金額÷30×経過日数)
	期間:3か月 起算日:入居した日
短期解約(死 亡退去含む) の返還金の算 定方式	【算定式】 ・前払金(入居一時金等) — 月額償却金額÷30×経過日数 ※入居一時金は入居日より入居契約の終了日までの経過日数について、月額償却金額を30日で除した日割計算により算定し、円未満の端数を切り捨てた額とします。 ※初期償却費用は全額返還します。 なお、以下の金額は別途ご請求するものとします。 ① 入居契約の終了日までの月額利用料(経過日数について、1ヵ月を30日で除した日割計算により算定し、円未満の端数を切り捨てた額とします)。 ② 入居契約第11条第3項により事業主体が立替払いをした金額。 ③ 入居契約第30条第1項第②号に規定する入居者の費用を事業主体が立替えた場合、その立替費用。 ④ 入居契約第30条第3項により発生した金額。 ⑤ その他入居契約に基づく入居者の債務。 入居者は、入居契約第29条に基づき入居契約の解約をした場合といえども、入居契約第30条第1項の定めに基づき、居室を原状に回復して事業主体に明渡すことについて確認します。
返還期限	契約終了日から 3 月以内
保全措置	事業主体は、入居一時金の未償却残高の返還について、金5,000,000円までの部分は株式会社大和ネクスト銀行と連帯保証に係る委託契約を締結することにより老人福祉法に基づく保全措置をとるものとし、当該金5,000,000円を超える部分は株式会社大和証券グループ本社と連帯保証に係る契約を締結することにより保全措置をとっております。
その他留意事項	_
月額利用料の取扱い	
支払日・ 支払方法	・支 払 日:入居締結後入居日まで(初回分月額利用料) ・支払方法:初回分の月額利用料に関して1ヵ月未満の日数が生じた場合は、1ヵ月 を30日として日割計算し、円未満の端数は切り捨てて算出するものとします。 入居者は、2回目以降の月額利用料の支払いについては、毎月1日から末日までの 1ヵ月分の月額利用料を前月末日(ただし、同日が金融機関の休業日の場合は、そ の翌営業日)までに、入居者の指定金融機関口座からの自動振替による方法により 支払うものとします。

その他留意事 項

事業主体は運営規程に基づき、入居者がレストランを利用しない場合、以下、所定の金額を利用していない食数分のみ返還するものとします。 【1食あたりの所定の返還金額(消費税・地方消費税込み※)】

朝食:金335円 / 昼食:金378円 / 夕食:金475円 ※軽減税率の対象となります。

介護保険サービスの自己負担額

※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2~3割)を負担する。

(30日換算・自己負担1割の場合)

単位:円

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援 1	1, 994	200
要支援 2	3, 411	342
要介護 1	5, 907	591
要介護 2	6, 638	664
要介護3	7, 401	741
要介護 4	8, 109	811
要介護 5	8, 861	887

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり(I)	要介護のみ
看取り介護加算	あり(Ⅱ)	対象者のみ
協力医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅲ)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	対象者のみ
ADL維持等加算	なし	
科学的介護推進体制加算	あり	
高齢者施設等感染対策向上加算	なし	
生産性向上推進体制加算	あり(Ⅱ)	
口腔・栄養スクリーニング加算	なし	対象者のみ
退院·退所時連携加算	あり	対象者のみ
退去時情報提供加算	あり	対象者のみ
介護職員等処遇改善加算	あり(Ⅱ)	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料 一部有料(サービスごとの料金は一覧表のとおり)

料金改定の手続

料金改定にあたり、運営懇談会を開催し、入居者および連帯保証人に説明、および書面での事前通 知を行ったうえで改定を行うものとします。

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称 プラン①【入居時年齢81歳以上】入居一時金/償却期間5年(60ヵ月)						
	単位:円					
	入居準備費用 敷金 前払金 月額利用料					
<u></u> 金22, 900, 000円 金354, 240円						
	※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。					

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に交付
管 理 規 程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	_

添付書類: 別添①「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表」

別添②「介護サービス等の一覧表」 別添③「個別有料サービス一覧表」

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目に ついて説明を受け、理解しました。						
	年	月	日			
署名						

説明年月日			
	年	月	日
説明者職・」	氏名		
職			
署名			

介 護 サ 一 ビ ス 等 の 一 覧 表 (自立・要支援 I)

区分	(自	<u> 立</u>)	(要	支援 I)
サービス	生活・介護予防支援 費(※1)に含まれる サービスに〇	その都度徴収するサービ ス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活 介護のサービスに■ 前払金又は月額利用 料に含むサービスに ○	その都度徴収するサービス (料金を表示)
<介護サービス>				
巡回 日中 6:00~18:00				
巡回 夜間 18:00~6:00	0			
食事介助				
排泄介助				

おむつ代		実費		実費
入浴(一般浴)介助	〇 週3回	金2,514円/回 週4回以上の入浴	週3回	金2,514円/回 週4回以上の入浴
清拭				
特浴介助				
身辺介助				
•体位交換				
・居室からの移動				
・衣類の着脱				
・身だしなみ介助				
その他個別介護サービス		金1,152円/30分		金1,152円/30分
機能訓練			■ ※2	
通院介助		金2,514円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。 医療費自己負担。	■ 医療費自己負担	協力医療機関以外への通 院介助ご要望の場合は 金2,514円/30分 別途、往復交通費の実費 をいただきます。医療費自 己負担。
緊急時対応	0			
ナースコール対応	0			

区分	(自	立)	(要	
E 7	,,1	Δ,	 追加料金が発生しな いもの	~100 - 7
サービス	生活・介護予防支援費(※1)に含まれるサービスに〇	その都度徴収するサービ ス(料金を表示)		その都度徴収するサービス (料金を表示)
			O	
<生活サービス>			—	
居室清掃	□ 週1回/日常清掃の範 囲内	金1,152円/回 週3回以上の居室清掃	週1回/日常清掃の範 囲内	金1,152円/回 週3回以上の居室清掃
リネン交換 	〇 週1回/簡易清掃含む	金1,152円/回 週2回以上のリネン交換	■ 週1回/簡易清掃含む	金1,152円/回 週2回以上のリネン交換
日常の洗濯	〇 週3回。家庭内で洗濯 可能な物の 洗濯・乾 燥・整理整頓。 ゲストハウス指定の ネットを使用。	金1,152円/回 週4回以上の洗濯	■ 週3回。家庭内で洗濯 可能な物の 洗濯・乾 燥・整理整頓。 ゲストハウス指定の ネットを使用。	金1,152円/回 週4回以上の洗濯
居室配膳•下膳	0		•	
その他個別家事サービス		金1,152円/30分		金1,152円/30分
嗜好に応じた特別食		実費		実費
おやつ		実費		実費
理美容		実費		実費
買物代行	〇 週1回 指定日·指定店	金1,152円/30分 ご要望によるもの。 別途、交通費等の実費を いただきます。 ご依頼内容によっては対応 出来ない場合もございます。	■ 週1回 指定日•指定店	金1,152円/30分 ご要望によるもの。 別途、交通費等の実費を いただきます。 ご依頼内容によっては対応 出来ない場合もございます。
役所手続き代行		金1,152円/30分 ご要望によるもの。 別途、交通費等の実費を いただきます。 ご依頼内容によっては対応 出来ない場合もございます。	■ 日常生活を営むのに 必要な行政機関等に 対する手続き	金1,152円/30分 ご要望によるもの。 別途、交通費等の実費を いただきます。 ご依頼内容によっては対応 出来ない場合もございます。
手続き代行		金1,152円/30分 ご要望によるもの。 別途、交通費等の実費を いただきます。 ご依頼内容によっては対応 出来ない場合もございます。		金1,152円/30分 ご要望によるもの。 別途、交通費等の実費を いただきます。 ご依頼内容によっては対応 出来ない場合もございます。
金銭管理サービス	原則化	個人管理	原則	: 個人管理

区分	(自	立)	(要	支援 [)
サービス	生活・介護予防支援 費(※1)に含まれる サービスに〇	その都度徴収するサービ ス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの特定施設入居者生活介護のサービスに■前払金又は月額利用料に含むサービスに○○	その都度徴収するサービス (料金を表示)
<健康管理サービス>				
定期健康診断	〇 年2回/希望者のみ 内1回は簡易健康診 断		〇 年2回/希望者のみ 内1回は簡易健康診 断	
健康相談	0		•	
生活指導・栄養指導	0		•	
服薬支援			■ ※3	
生活リス、ムの記録(排便・睡眠 等)				
医師の訪問診療			•	医療費自己負担※4
医師の往診				医療費自己負担※4
<入退院時、入院中のサービス>				
####################################	※ 5	救急搬送先からゲストハ ウスに戻るスタッフの交通 費実費をご負担いただき ます。	※ 5	救急搬送先からゲストハウ スに戻るスタッフの交通費 実費をご負担いただきま す。
入退院時の同行		金2,514円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。		協力医療機関以外の場合 ご要望に応じて対応。 金2,514円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。
入院中の洗濯物交換・買物		金1,152円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。	○ 1~2週間に1回	協力医療機関以外の場合 ご要望に応じて対応。 金1,152円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。
入院中の代行サービス		金1,152円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。		金1,152円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。
入院中の見舞い訪問	○ 1~2週間に1回		○ 1~2週間に1回	
<その他サービス>				
外出付き添い		金2,514円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。		金2,514円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。

- ※1 生活·介護予防支援費について重要事項説明書P.16をご参照ください。
- ※2 ケアプランによるもの。※3 薬の管理、服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することができます。 介護保険上、「特定施設入居者生活介護」及び「介護予防特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導」費用の 1割(2割または3割)負担が必要となります。
 - 介護職員は、薬剤師の指示により、服薬援助をします。
- ※4 訪問診療については、入居者が協力医療機関と訪問の契約を締結することにより利用できます。
- ※5 緊急時の病院等への移送サービスは上記の緊急時の対応として行います。

介 護 サ ー ビ ス 等 の ー 覧 表 (要支援Ⅱ・要介護Ⅰ~要介護Ⅴ)

区分	要支援]	Ⅱ~要介護 Ⅱ	要介護Ⅱ	[~要介護 V
サービス	追加料金が発生しないもの特定施設入居者生活介護のサービスに■前払金又は月額利用料に含むサービスに○○	その都度徴収するサービ ス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの いもの 特定施設入居者生活 介護のサービスに■ 前払金又は月額利用 料に含むサービスに 〇	
<介護サービス>				
巡回 日中6:00~18:00				
巡回 夜間18:00~6:00	=		•	
食事介助	■ レストランでの 配膳・下膳・見守り		•	
排泄介助	■			
おむつ交換				
おむつ代		実費		実費
入浴(一般浴)介助	■ 週3回	金2,514円/回 週4回以上の入浴	■ 週3回 要介護Ⅲ~Vのかた は、 うち1回が清拭または 足浴	金2,514円/回 週4回以上の入浴
清拭				
特浴介助				
身辺介助				
•体位交換				
・居室からの移動				
・衣類の着脱	■			
・身だしなみ介助	=		•	
その他個別介護サービス		金1,152円/30分		金1,152円/30分
機能訓練	■ ※2		■ ※2	
通院介助	■ 医療費自己負担	協力医療機関以外への通 院介助ご要望の場合は 金2,514円/30分 別途、往復交通費の実費 をいただきます。医療費自 己負担。	■ 医療費自己負担	協力医療機関以外への通 院介助ご要望の場合は 金2,514円/30分 別途、往復交通費の実費 をいただきます。医療費自 己負担。
緊急時対応				
ナースコール対応	=			

区分	要支援]	Ⅰ~要介護Ⅱ	要介護Ⅱ	 Ⅰ~要介護 V
サービス	追加料金が発生しないもの特定施設入居者生活介護のサービスに■前払金又は月額利用料に含むサービスに〇	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの特定施設入居者生活介護のサービスに■前払金又は月額利用料に含むサービスに○○	その都度徴収するサービ ス(料金を表示)
<生活サービス>				
居室清掃	■ 週1回	金1,152円/回 週3回以上の居室清掃	■ 週1回	金1,152円/回 週3回以上の居室清掃
リネン交換	■ 週1回/簡易清掃含む	金1,152円/回 週2回以上のリネン交換	■ 週1回/簡易清掃含む	金1,152円/回 週2回以上のリネン交換
日常の洗濯	■ 週3回/家庭内で洗濯 可能な物の 洗濯・乾 燥・整理整頓。 ゲストハウス指定の ネットを使用。	金1,152円/回 週4回以上の洗濯	■ 週3回/家庭内で洗濯 可能な物の 洗濯・乾 燥・整理整頓。 ゲストハウス指定の ネットを使用。	金1,152円/回 週4回以上の洗濯
居室配膳•下膳				
その他個別家事サービス		金1,152円/30分		金1,152円/30分
嗜好に応じた特別食		実費		実費
おやつ		実費		実費
理美容		実費		実費
買物代行	■ 週1回 (指定日•指定店)	金1,152円/30分 ご要望によるもの。 別途、交通費等の実費を いただきます。 ご依頼内容によっては対応 出来ない場合もございます。	■ 週1回 (指定日•指定店)	金1,152円/30分 ご要望によるもの。 別途、交通費等の実費を いただきます。 ご依頼内容によっては対 応 出来ない場合もございま す。
役所手続き代行	■ 日常生活を営むのに 必要な行政機関等に 対する手続き		■ 日常生活を営むのに 必要な行政機関等に 対する手続き	
手続き代行		金1,152円/30分 ご要望によるもの。 別途、交通費等の実費を いただきます。 ご依頼内容によっては対応 出来ない場合もございます。		金1,152円/30分 ご要望によるもの。 別途、交通費等の実費を いただきます。 ご依頼内容によっては対 応 出来ない場合もございま す。
金銭管理サービス	原則	個人管理	原則化	個人管理

区分	要支援]	Ⅰ~要介護 Ⅱ	要介護Ⅱ	[~要介護Ⅴ
サービス	追加料金が発生しないもの特定施設入居者生活介護のサービスに■前払金又は月額利用料に含むサービスに	その都度徴収するサービ ス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活 介護のサービスに■ 前払金又は月額利用 料に含むサービスに ○	
<健康管理サービス>				
定期健康診断	〇 年2回/希望者のみ 内1回は簡易健康診 断		〇 年2回/希望者のみ 内1回は簡易健康診 断	
健康相談	=			
生活指導•栄養指導				
服薬支援	■ ※3		■ ※3	
生活リス、ムの記録(排便・睡眠 等)				
医師の訪問診療		医療費自己負担※4		医療費自己負担※4
医師の往診		医療費自己負担※4		医療費自己負担※4
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス	※ 5	救急搬送先からゲストハウ スに戻るスタッフの交通費 実費をご負担いただきま す。	※ 5	救急搬送先からゲストハ ウスに戻るスタッフの交 通費実費をご負担いただ きます。
入退院時の同行	•	協力医療機関以外の場合 ご要望に応じて対応。 金2,514円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。	•	協力医療機関以外の場合ご要望に応じて対応。 金2,514円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。
入院中の洗濯物交換・買物	○ 1~2週間に1回	協力医療機関以外の場合 ご要望に応じて対応。 金1,152円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。	○ 1~2週間に1回	協力医療機関以外の場合ご要望に応じて対応。 金1,152円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。
入院中の代行サービス		金1,152円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。		金1,152円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。
入院中の見舞い訪問	○ 1~2週間に1回		○ 1~2週間に1回	
<その他サービス>				
外出付き添い		金2,514円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。		金2,514円/30分 別途、往復交通費等の 実費をいただきます。

- ※1 生活·介護予防支援費について重要事項説明書P.16をご参照ください。
- ※2 ケアプランによるもの。
- ※3 薬の管理、服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することができます。 介護保険上、「特定施設入居者生活介護」及び「介護予防特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導」費用の 1割(2割または3割)負担が必要となります。
- 介護職員は、薬剤師の指示により、服薬援助をします。 ※4 訪問診療については、入居者が協力医療機関と訪問の契約を締結することにより利用できます。
- ※5 緊急時の病院等への移送サービスは上記の緊急時の対応として行います。

別添③

個別有料サービス一覧表

施設では下記の有料サービスをご用意しております。

別紙様式(R4.10月更新)

- *スタッフの手配状況や内容により、ご要望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。
- *表中「基本サービス」と記載があるものは、管理費等に料金が含まれていますので個別利用料は必要ありません。
- *時間制料金については、30分単位で加算させていただきます。

(例:30分を超え60分までのサービス料金=30分料金×2)

サービス事項	サービス内容・留意点	利用料金 (円/消費税・地方消費税込み)	
介護サービス・	・・ 3週間前までにお申込みください。		
週4回以上の入浴	 ご要望による入浴 *自立~要介護2の方は、週3回の入浴が基本サービスに含まれています。 *要介護3~5の方は、週2回の入浴と週1回の清拭または足浴が、基本サービスに含まれています。 	1回	金2,514円
通院同行	・協力病院への送迎(必要な場合は、介助有) *芝浦アイランドクリニック、古川橋病院、北里研究所 病院	基本サ	ービス
*ご家族への 報告の時間を 含みます。	・ご家族が対応することが困難な場合の病院への通院同行*介護タクシー等の移動手段は、お客様の実費負担となります。*公共交通機関を利用の場合、別途スタッフの交通費実費をご負担いただきます。	30分	金2,514円
救急搬送同行	・救急搬送の対応は基本サービスに含まれています。 *ただし、搬送先からゲストハウスに戻る際のスタッフの交通費実費をご負担いただきます。(公共交通機関が利用できない時間帯の場合は、タクシー代)	基本サ	ービス
外出付き添い サービス	・ご家族が対応することが困難な場合のご要望による外出付き添い(ゲストハウス企画およびケアプランに基づく外出を除く) *公共交通機関を利用の場合、別途スタッフの交通費実費をご負担いただきます。	30分	金2,514円

サービス事項	-ビス事項 サービス内容・留意点						
生活サービス・	・・ 1週間前までにお申込みください。						
週3回以上の 居室清掃	・ご要望による居室の清掃(日常清掃の範囲内)。 *週1回の定期清掃とリネン交換時(週1回)の簡易清						
手続き代行	・日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続き (郵便、証明書等の交付申請等)において、本人・ご家 族が対応することが困難な場合。 *地域、内容等によりお引き受けできない場合がありま す。	基本サービス					
1-10/F G 1 (1.1	・上記に該当しない、ご要望に基づく手続き代行*地域、内容等によりお引き受けできない場合があります。*別途スタッフの交通費実費をご負担いただきます。	30分	金1, 152円				
	・指定スーパーでの週1回(指定日)の日用品の購入 *買い物の代行であり、購入品の実費は自己負担となり ます。	基本サービス					
買い物代行	・ご要望による買い物代行 *行き先は原則港区内とさせていただきます。日時・内容(高額商品等)によりお引き受けできない場合があります。 *別途スタッフの交通費実費をご負担いただきます。	30分	金1, 152円				
美容サービス	ご希望に応じビューティーサロン『ル・シエル』をご利用いただけます。	メニュー表参照					
寝具貸し出し	・寝具一式及びリネン類(週1回交換)	基本サービス					
	・ご家族、ご友人のご宿泊ができます。 *チェックイン当日15時以降/チェックアウト翌日11時 まで	大人1名 1泊2日	金7,700円				
ファミリー ルーム 使用料	*食事代は含まれていません。 *大人3名までの宿泊が可能です(エキストラベッド2台、ソファーベッド1台)。	大人2名 1泊2日	金14, 300円				
	*最大延泊日数は3泊4日までとさせていただきます。	小学生以下 1名 1泊2日	金3,850円				
居室宿泊 および	*ご宿泊は、ファミリールーム使用が原則です。居室で の宿泊を希望される場合は、予めジェネラルマネー ジャーの承諾を得ていただきます。	簡易ベット (寝具付)	金3,300円				
寝具貸し出し		寝具のみ (大型ソファ 利用など)	金1,100円				

サービス事項	サービス内容・留意点	利用料金 (円/消費税・地方消費税込み)						
2階パーティー ルーム使用料	 ・予約制となります。 ・最大3時間まで利用が可能です。 (10:00~19:00) *パーティーのセッティングと片付け等はゲストハウスが行います。スタッフの付き添いや食事介助が必要な場合は、別途個別有料サービス料金をいただきます。詳細は「パーティールーム使用細則」をご覧ください。 	1回	金5, 500円					
グッドタイム クラブ参加費								
食事サービス(2階レストラン利用) ・・・ 原則3日前(特別メニューは1週間前)までにお申込みください。								
特別食	・ミキサー食、きざみ食・塩分制限、カロリー制限、アレルギー対応・とろみ食	基本サービス						
	上記以外の特別食 (ソフト食ほか) 別途料金 (個別に相談さ ただきます。							
	朝食	金583円						
来客食事	昼食		金913円					
	夕食 酒類		金1,144円 わせて個別					
特別メニュー	パーティー等特別料理	にご相談さ きます。						

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目		診	を当に	.0		備考	
安	完定的・継続的な居住の確保のための項目							
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵 当権が設定されていないか。	O 適合		•		不適合		
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	適合	•	不適合	•	非該	土地については、三井住友信託銀行株式会社が、独立行政 法人都市再生機構から定期借地権設定契約に基づき、賃貸 借の期間を平成17年3月22日から平成87年3月21日までの70 年間として賃借しております。建物につきましては、所有者は 三井住友信託銀行株式会社であり、グッドタイムリビング株式 会社が平成20年9月18日から令和30年9月17日までの40年間 の定期建物賃貸借契約にて借り受けております。自動更新条 項はありません。	
絜	会時の安全確保のための項目							
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付され ているか。	O 適合		•		不適合		
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合		•		不適合		
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	適合		•		不適合		
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	合	•	不適合	•	非該当		
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	O 適合		•		不適合		
入	、居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目							
8	各居室は界壁により区分されているか。	O 適合		•		不適合		
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合		•		不適合		
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合		•		不適合		
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	O 適合		•		不適合		
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録 を作成することが決められているか。	O 適合		•		不適合		
入	入居者の財産を保全するための項目							
13	前払金について、規定された保全措置を講じている か。	O 適合	•	不適合	•	非該当	休主元: 争未土体は、人店一時並の木頂却残局 の返得について 全5,000,000円 ‡での部分 件 初期頂却率: 20.33%(3年頂却)、20.09%(7年頃	
14	【(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	•	〇 不適合	•	非該当	初为良邓平·20.00 /0(0平良邓/、20.00 /0(/平良	
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	•	不適合	•	非該当		

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として

明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。